



年末調整の注意点

早いもので今年も残すところ2ヶ月を切り、年末調整の時期がやってまいりました。

今年は年末調整のやり方や各種控除額について特に変わったところはなく、昨年同様の処理をしていただくこととなります。

但し、一つだけ注意が必要な事項があります。

■通勤手当の非課税限度額の引き上げ

平成 26 年 10 月 17 日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、**通勤のため自動車や自転車などの交通用具**を使用している給与所得者に支給する通勤手当の**非課税限度額が引き上げ**られました。

この改正は、平成 26 年 10 月 20 日に施行され、**平成 26 年 4 月 1 日以後**に支払われるべき通勤手当について適用されます。

4 月 1 日に遡って適用となることから、既に支給済みの給料についても、改正後の非課税限度額で所得税計算をする必要があります。再計算により既に徴収している所得税が過大であったならば、年末調整の際に精算することとなります。

退職者について上記に該当する場合には、年末調整での精算ができませんので、退職者本人による確定申告での精算となります(または、退職後に再就職した会



社において年末調整での精算)。

会社としては正しい支払金額を記載した源泉徴収票を再発行するなどの対応が必要となります。(担当：樋口 太)

源泉税の会計処理

今年改正された源泉税の会計処理について今一度お伝えします。

■復興特別所得税

改正前：復興特別所得税は、平成 25 年 1 月 1 日より所得税の 2.1% (所得税率が 7% ならば 0.147%、15% ならば 0.315%、20% ならば 0.42% となります) が課税され、預金利息や配当金などから源泉徴収されています。

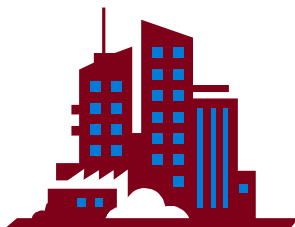
この源泉徴収された復興特別所得税は、法人の場合には**復興特別法人税**から控除します。

改正後：復興特別所得税につきまして改正はありません。従来通りです。

しかし、**復興特別法人税が廃止**になったことから、**法人の会計処理が変わりました**。

改正前には、源泉徴収された復興特別所得税は復興特別法人税から控除していましたが、**平成26年4月1日以後に開始する事業年度**については、復興特別法人税はなくな

っていることから、**復興特別所得税の額を所得税の額とみなして**、利子及び配当等から源泉徴収された**所得税の額**と合わせて各事業年度の**法人税の額から控除**し、復興特別所得税の額で法人税の額から控除しきれなかった金額があるときは、その金額を還付することとされました。



つまり、今までは所得税と復興特別所得税を別々に会計処理していましたが、その必要がなくなったわけです。

改正前：

源泉税の種類	勘定科目		控除する税目
所得税	仮払税金 (法人税等控除額)	→	法人税
復興特別所得税	仮払税金 (復興特別所得税)	→	復興特別法人税

改正後：

源泉税の種類	勘定科目		控除する税目
所得税	仮払税金 (法人税等控除額)	→	法人税
復興特別所得税			

法人税申告書では、別表六(一)(所得税額の控除に関する明細書)で**所得税と復興特別所得税を合算して控除**することになります。

■配当金の源泉税

改正前(H25.12.31 まで)：

①上場株式等の配当(大口株主を除く)

・源泉徴収税率 10.147%
(所得税 + 復興特別所得税 7.147% + 住民税 3%)

但し、法人に支払われる配当の場合には住民税は源泉徴収されません。

②未上場株式等の配当

・源泉徴収税率 20.42%
(所得税 + 復興特別所得税)

改正後(H26.1.1 から)：

①上場株式等の配当(大口株主を除く)

・源泉徴収税率 20.315%
(所得税 + 復興特別所得税 15.315% + 住民税 5%)

但し、法人に支払われる配当の場合には住民税は源泉徴収されません。

②未上場株式等の配当

・源泉徴収税率 20.42%
(所得税 + 復興特別所得税)

注：改正前と同じ。

注：前記のとおり復興特別所得税は所得税と区分する必要はありません。

まとめ

区分	所得税+復興特別所得税	住民税	備考
預金利息	15.315%	5%	
配当金 (上場株式)	15.315%	5%	法人が受け取る配当金について住民税は源泉徴収されません
配当金 (非上場株式等)	20.42%	—	